令和 8 年（ワ）第 192 号　損害賠償請求事件
原　　告　　宮部 龍彦
被　　告　　株式会社神奈川新聞社 外 1 名

準 備 書 面 3

横浜地方裁判所川崎支部民事部合議 A 係 御中

令和 8 年 11 月 12 日

原　　告　　宮部 龍彦

原告は、準備書面 1 第 8 の 4（写真掲載に関する主張）を、以下のとおり補充する。略称は訴状及び準備書面 1 の例による。

第 1　要旨

他人の侮辱的な表現を自らの媒体に載せた者は、それが他人の表現を伝えただけであっても、その表現を選んで広め、これに賛意を示した以上、自らの侮辱行為として責任を負う。インターネット上の投稿をめぐる裁判例は、まとめ記事やリツイートについての「情報を紹介しただけ」「情報提供のためにすぎない」との言い分を退け、国会議員が他人の侮辱的な投稿に「いいね」を押した行為についてさえ、社会通念上許される限度を超える侮辱行為に当たるとしている。

被告らは、本件選挙の期間中、原告を「レイシスト」と呼ぶ記事を繰り返し掲載した上で、「アホカス差別野郎」と大書したプラカードが原告の顔のすぐ下に写った写真を選び、その文言が読める形のまま、「選挙ヘイトに抗議する市民に囲まれる宮部氏（中央）」との説明を付けて紙面（甲 12）とウェブ（甲 27）に載せた。被告らは、抗議の事実を報道したというが、抗議の事実を伝えるだけであれば「アホカス差別野郎」を読める形で載せる必要はなく、被告らはかえって、それを掲げた者を「市民」と称えている。この掲載は、「いいね」を押すよりもはるかに積極的に罵倒に賛意を示すものであり、被告ら自身の侮辱行為である。

被告らの主張の根底にあるのは、原告が差別をしているのだから原告を罵倒してよいという考えであるが、法はそのような応酬を認めておらず、その前提となる原告の差別も存在しない（第 4）。

第２　他人の表現を伝えただけであるとの言い分は、裁判例で認められていないこと

１　まとめ記事

大阪地判平成 29 年 11 月 16 日（平成 26 年（ワ）第 7685 号）は、インターネット掲示板の匿名の投稿等を集めたまとめ記事の掲載者の責任が争われた事案である。掲載者は、投稿を「一切文言を加えずにそのまま引用している」こと、記事は掲示板の情報を「分かりやすく紹介するため集約したまとめ記事」であることを挙げ、原告の権利は引用元の投稿によって侵害されたのであって、まとめ記事の掲載によって新たに侵害されたものではないと主張した。

同判決は、掲載者が、表題を付け、投稿を選んで数を減らし、並べ替え、文字を強調したことにより、記事の内容を「容易に、かつ効果的に把握することができるようになった」こと、記事が不特定多数の者に広く知られたことから、その掲載行為は引用元の投稿とは「異なる、新たな意味合いを有するに至った」とし、引用元の投稿の掲載行為とは「独立して、新たに憲法 13 条に由来する原告の人格権を侵害した」と認めた。同判決は、控訴審（大阪高判平成 30 年 6 月 28 日）でも維持されている。

２　リツイート

大阪高判令和 2 年 6 月 23 日（令和元年（ネ）第 2126 号･裁判所ウェブサイト）は、他人のツイートをコメントなしにリツイートした者について、元ツイートの表現が他人の社会的評価を低下させるものである場合には、「リツイート主がその投稿によって元ツイートの表現内容を自身のアカウントのフォロワーの閲読可能な状態に置くということを認識している限り、違法性阻却事由又は責任阻却事由が認められる場合を除き、当該投稿を行った経緯、意図、目的、動機等のいかんを問わず、当該投稿について不法行為責任を負うものというべきである」とした。

東京高判令和 4 年 11 月 10 日（令和 4 年（ネ）第 269 号･裁判所ウェブサイト）は、被害者の名誉を毀損し名誉感情を侵害するイラストを添えたツイートをコメントなしにリツイートした者が、コメントを付さなかったのは「フォロワーへの情報提供であったことによるもの」であり、「情報を提供したにすぎない」と主張した事案である。同判決は、その者が以前にも同じ趣旨のツイートをリツイートしていたことに照らし、そのリツイートを「賛同の趣旨を伴わない単なるフォロワーへの情報提供として行われたものと解することはできず、仮に専ら情報提供の趣旨でリツイートをするのであればその旨のコメントを付すことは十分に可能であったにもかかわらず、特にコメントを付していない以上、閲読者において、控訴人Ｂ〔リツイートした者〕が引用元の本件ツイート４〔イラストを添えた元のツイート〕に賛同したものと解するのは自然なこと」であるとして、リツイートした者の責任を認めた。

3　「いいね」

東京高判令和4年10月20日（令和4年（ネ）第1922号･裁判所ウェブサイト）は、国会議員が、他人の侮辱的なツイートに「いいね」を押した行為について、不法行為の成立を認めた。同判決は、「人の名誉感情を侵害する行為は、それが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には、その人の人格的利益を侵害するものとして不法行為が成立する」とした上で、「いいね」を押す行為は「好意的･肯定的な感情を示したものと一般的に理解されている」とし、賛意を示したものと認められるか、どの部分に賛意を示したかは、対象ツイートの内容のほか、行為者と対象者との関係や「いいね」が押されるまでの経緯から判断するとした。

その上で、同判決は、相手方に対する「揶揄や批判等を繰り返してきた」者が侮辱的なツイートに「賛意を示すことは、控訴人〔被害者〕の名誉感情を侵害する」とし、行為者は他人のツイートを「利用して、積極的に控訴人の名誉感情を害する意図の下に」これを行ったと認め、さらに、国会議員である行為者の「発言等には一般人とは容易に比較し得ない影響力がある」ことも考慮して、社会通念上許される限度を超える侮辱行為に当たるとした。

4　被告石橋もこの規範を報じてきたこと

被告石橋は、前記東京高判令和4年11月10日の第一審である東京地判令和3年11月30日（令和2年（ワ）第14093号･裁判所ウェブサイト）を、令和3年12月1日の署名記事（甲55）で、「ヘイト漫画家に賠償命令、転載も法的責任認める」との見出しの下に報じ、リツイートについて「ツイートに賛同する表現行為で自身の発言、意見といえ、責任を負うべきだ」との判断を伝えた上で、自ら「被害者にとってリツイートは二次加害の拡大を意味し、加害者が無数に増え広がっていく恐怖は心身をさらに痛めつける」と書いた。また、令和5年2月10日の署名記事（甲56）では、別の訴訟の被告が他の団体の投稿を「多数リツイート（転載）」していることについて、「差別団体を応援していることになり」との師岡康子弁護士の指摘を報じた。

第3　写真の掲載は被告ら自身の侮辱行為であること

1　被告らの主張

被告準備書面（令和8年7月7日付け）は、写真について、「この写真が虚偽でも事実の歪曲でもないことは明らかであって理由のない主張である。公衆の面前で行われた演説に対してその場で批判的なメッセージを示すことは選挙妨害ではないし、原告の演説に対する批判がなされた事実を報道することも選挙妨害ではない。このような批判は有権者の判断を仰ぐために選挙演説を行うものとして受忍すべき範囲を

超え、社会通念上許される限度を超えるものではない。」と主張する（被告準備書面 15 頁）。

2　被告らは罵倒の文言を選び、読める形で載せたこと

被告らは、この写真を「原告の街頭演説の現場での聴衆を撮影した写真」と呼ぶ（被告準備書面 15 頁）。しかし、被告らが付けた写真説明は「宮部氏（中央）」であり、写真の主題は聴衆ではなく原告である。甲 27 では、この写真が記事の冒頭に大きく掲げられ、「アホカス差別野郎」のプラカードは原告の胸の前に差し出されて、写真の中央で原告の顔のすぐ下に写っている。

同じ写真には、「排外主義 NO」「あらゆる差別に反対」と書いたプラカードも写っている。抗議がなされたという事実を伝えるだけであれば、「アホカス差別野郎」が原告の顔の下に来る構図の写真を用いる必要はなく、用いるとしても文言を隠す処理をすれば足りた。被告らはそのいずれもせず、「アホカス差別野郎」が読み取れるまま掲載したのであるから、この文言を読者に届けることは、被告らが選んだ結果である。

「アホカス差別野郎」を掲げた者は名前が分からず、原告は、その者を特定することも、その責任を問うこともできない。しかし、どの写真を使い、文言を読める形で載せ、掲げた者を何と呼ぶかを決めたのは被告らであるから、掲げた者が匿名であることは、被告らの責任を軽くする理由にならない。

3　被告らは掲げた者を称え、罵倒に賛意を示したこと

被告らは、写真に「選挙ヘイトに抗議する市民に囲まれる宮部氏（中央）」（甲 12）、「デマと差別をまき散らす選挙ヘイトに抗議する市民に囲まれる宮部氏（中央）」（甲 27）との説明を付け、同じ記事の本文で、原告を「極めて悪質なレイシスト」と呼び、原告の演説を「人間の尊厳を何重にも踏みにじるヘイトスピーチ」と評した（甲 12、甲 27）。

前記東京高判令和 4 年 11 月 10 日は、情報提供の趣旨であればその旨のコメントを付すことができたのに付さなかった以上、閲読者が賛同と解するのは自然であるとした。被告らは、「アホカス差別野郎」から距離を置く説明を付けることができたのに、逆に、それを掲げた者を「選挙ヘイトに抗議する市民」と呼んだ。被告らは、「アホカス差別野郎」を批判されるべき言葉としてではなく、正当な市民の抗議として読者に示したのであり、その賛意は、コメントのないリツイートや「いいね」の一操作から推認されるものよりも明らかである。

4　繰り返された非難と新聞の影響力

被告らは、本件選挙の告示直後から、原告を「レイシスト」と呼ぶ記事を繰り返し掲載していた（準備書面 2 別紙 1 の甲 3、甲 5、甲 20、甲 22）。前記東京高判令和 4 年 10 月 20 日が重視したのは、相手方に対する揶揄や批判を繰り返してきた者が侮辱的

な表現に賛意を示したこと、及び行為者の影響力であった。本件では、選挙期間中に原告への非難を繰り返してきた被告らが、新聞の紙面とウェブで、「アホカス差別野郎」を掲げた者を称えたのである。

報道機関であることは、この結論を変えない。リツイートや「いいね」は一つの操作であるが、新聞の写真と写真説明は、取材、選択及び編集の判断を経て掲載されるものであり、被告らが紙面に載せたものについて自ら責任を負うことは、なおさら明らかだからである。

5　罵倒を突き付けられた姿の公表

最一小判平成 17 年 11 月 10 日（平成 15 年（受）第 281 号・民集 59 巻 9 号 2428 頁。以下「平成 17 年判決」という。）は、写真週刊誌が、刑事事件の被告人の法廷内における容ぼう等を描いた 3 点のイラスト画を掲載した事案である。同判決は、被告人が資料を見せられている状態及び手振りを交えて話しているような状態を描いた2点については違法とはしなかったが、手錠、腰縄により身体の拘束を受けている状態を描いた 1 点については、「そのような表現内容のイラスト画を公表する行為は、被上告人を侮辱し、被上告人の名誉感情を侵害するものというべきであり、…社会生活上受忍すべき限度を超えて、被上告人の人格的利益を侵害するものであり、不法行為法上違法と評価すべきである。」とした。3 点はいずれも法廷での現実の姿を描いたものであるから、違法と適法とを分けたのは、場面が現実に存在したかどうかではなく、公表された表現内容が本人を辱めるものであるかどうかであった。

本件の写真で読者が見るのは、原告が「アホカス差別野郎」を突き付けられている姿であるから、平成 17 年判決の手錠、腰縄の姿と同じく、その公表自体が原告を辱めるものである。

第 4　被告らの反論に理由がないこと

1　写真が真実であることは侮辱を否定しない

被告らは、写真が「虚偽でも事実の歪曲でもない」と述べる。原告も、演説の現場で「アホカス差別野郎」と書いたプラカードが掲げられたことは争わない。しかし、「アホカス差別野郎」は、何らかの事実を摘示する言葉ではなく、事実を前提とする論評でもないから、その真実性も、前提事実の真実性も、論じる余地がない。名誉感情の侵害は、その表現が社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるかどうかによって判断される（準備書面 1 第 7）。被告らは、真実を基礎とする意見ないし論評の表明について、名誉毀損としての違法性又は故意過失を欠く場合には、名誉感情の侵害も成立しないと主張するが（被告準備書面 5 頁）、「アホカス差別野郎」は意見ないし論評の表明ではないから、この主張も及ばない。

2　受忍限度の主張は、現場で掲げた者らの行為についてのものであること

被告らが受忍すべき範囲内であるとするのは、演説の現場で「アホカス差別野郎」を掲げた者らの行為である。演説の場で掲げられた文言を目にするのはその場に居合わせた者に限られるが、紙面に印刷され、ウェブに掲載された文言は、原告の氏名とともに、県内の購読者とウェブの閲覧者に届く。原告が問題とするのは、その場にいなかった読者に向けて「アホカス差別野郎」を公表した被告ら自身の行為であり、現場で掲げた行為が受忍すべき範囲内であるかどうかは、被告らの公表が許されるかどうかを決めるものではない。

3　被告らの考えは、法が認めない応酬であること

被告らは、「アホカス差別野郎」を原告の差別に対する正当な抗議として示し、その掲載を受忍すべき批判の報道であるとする。被告らの考えは、要するに、原告が差別をしているのだから原告を罵倒してよく、その罵倒を新聞で広めてもよいというものである。

しかし、最三小判昭和 38 年 4 月 16 日（昭和 34 年（オ）第 1019 号・民集 17 巻 3 号 476 頁）は、「自己の正当な利益を擁護するためやむをえず他人の名誉、信用を毀損するがごとき言動をなすも、かかる行為はその他人が行つた言動に対比して、その方法、内容において適当と認められる限度をこえないかぎり違法性を缺く」とした。相手の言動に応じて相手の名誉を害することが許されるのは、自己の正当な利益を守るためにやむを得ない場合で、かつ、相手の言動に比べて相当な限度にとどまる場合に限られる。

前記大阪地判平成 29 年 11 月 16 日では、まとめ記事の掲載者が、記事に表明された意見ないし論評は「先行する原告の挑発的な発言を受けて、これに対抗するために行われたもの」であると主張したが、同判決は、上記の最高裁判決を引用した上で、同事件の原告がツイッター等で「やや挑発的な表現」や「やや侮辱的な表現」を用いていたことを認めながらも、その発言は「一定の政治思想に基づく意見又はインターネット上の反応に対する反論の表明にとどまるものであって、被告又はレスの投稿者という特定の個人の人格を攻撃するものとはいえない」として、言論の応酬による違法性の阻却を認めなかった。また、東京高判平成 13 年 9 月 5 日（平成 9 年（ネ）第 2631 号ほか・判時 1786 号 80 頁）は、被害者の側に「反対意見に対する寛容の必要性についての基本的な理解に欠けることを窺わせる行動」があったと認めながら、「このことを考慮しても、議論に臨むについて、節度を超えて他人を貶め、又は他人の名誉を傷つけることが許されるものではな」いとし、「必要でもなく、相応しい表現でもない、品性に欠ける言葉を用いて」相手を罵る発言を侮辱に当たるとした。

本件で被告らが原告の差別とするのは、市の施策や条例についての原告の意見であり（後記 4)、特定の個人の人格を攻撃するものではない。また、被告らは、選挙期間中に原告を批判する記事を紙面とウェブに繰り返し掲載しており、原告の言動に言論で応じる手段を十分に持っていた。したがって、仮に被告らの評価を前提としても、原告に対する罵倒の掲載が、自己の正当な利益を守るためにやむを得ないものとして、又は相当な限度にとどまるものとして許される余地はない（準備書面 1 第 7)。

4　応酬の前提とされた事実もないこと

しかも、被告らが前提とする原告の「差別」は、原告の政策の主張を被告らが差別と評価したものにすぎない（準備書面 2 第 5)。被告らは、原告の政策提言を「自らは手を汚さず、同調する差別者に攻撃を仕向ける『犬笛型ヘイト』」とも評したが（令和 8 年 10 月 6 日付け被告ら準備書面 2 ・ 6 頁)、原告が誰にどのような攻撃を仕向けたのかは示していない（準備書面 2 第 4 の 2)。被告らの応酬は、存在しない原告の行為に向けられている。

かえって、第 3 で述べたとおり、自ら罵倒の文言を書かずに他人の罵倒を選んで紙面に載せ、これを掲げた者を称えたのは被告らである。被告石橋は、原告の演説が声で遮られたことも「市民」の行動として報じ、評価した（準備書面 2 第 7)。自らは手を汚さず他人の攻撃を利用するという、被告らが「犬笛型ヘイト」として非難する行為の型に当てはまるのは、原告の政策の主張ではなく、被告らの掲載である。

第 5　侵害の程度を重くする事情

1　攻撃を誘発する危険

大阪高判令和 8 年 7 月 29 日（令和 7 年（ネ）第 2273 号･裁判所ウェブサイト）は、市議会議員が SNS に投稿した事案で、その投稿が「原告の社会的活動を、原告の同一性に関する情報や容ぼうとともに一体の情報として公開するもの」であり、「その結果、インターネット上のみならず、原告の様々な社会生活の場面において、一定の政治的思想を有する者による原告に対する攻撃を誘発する危険があ」るとし、投稿者の発言の影響力と情報の拡散性を考えると、攻撃の危険に対する原告の不安と恐怖を「過小評価することは相当でない」とした。同事件の被告は、投稿を読んだ者が原告を攻撃したとしても「その者こそが非難されるべきである」と主張したが、同判決は、上記の攻撃を誘発する危険を損害の算定において考慮している。

本件で、原告の演説という社会的活動を、原告の氏名及び容ぼう、並びに「アホカス差別野郎」の文言とともに一体として多数の読者に示したのは、被告らである。被告らは、それを掲げた者を「市民」と称えたから、この掲載は、被告らと同じ評価を

持つ読者に対し、原告の演説の場で同じことをしてよいと伝えるものであり、選挙期間中の原告に対する攻撃を誘発する危険を生じさせた。

被告会社は、上記大阪高裁判決の事件について、令和 8 年 6 月 14 日、「大阪・泉南の添田市議、在日女性への差別扇動」との見出しで、同事件の原告を支援する集会を報じ、市議が「マイノリティーをヘイトスピーチで攻撃している問題」と書いた（甲 57）。被告会社は、政治家が特定の個人を攻撃する投稿を多数の者に向けて行うことを「差別扇動」と呼びながら、本件では、同じ型の掲載を自ら原告に対して行った。

2　原告の訴えは載せず、罵倒は載せたこと

被告会社は、「差別が拡散する恐れがある」として原告に本件おことわりを付け、候補者紹介（甲 4）に原告の欄を設けず、候補者アンケート（甲 6 ないし甲 8）を原告以外の 5 氏の回答だけで組んだ。ところが、原告の顔の下に掲げられた「アホカス差別野郎」については、拡散を防ぐ措置を何も採らず、紙面とウェブの双方で読者に届けた。選挙期間中、被告会社の読者は、原告の訴えを読むことはできなかったが、原告に向けられた罵倒は読むことができたのである。

3　新聞倫理綱領

日本新聞協会の新聞倫理綱領は、前文で、すべての新聞人は「自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない」とした上で、「人権の尊重」の項で「新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじ」るとし、「品格と節度」の項で「公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。」と定めており（甲 58）、被告会社は同協会の会員社である（甲 59）。新聞倫理綱領は、報道機関が自ら守るべきものとして掲げる表現の水準を示すものであるから、報道機関による表現が社会通念上許される限度を超えるかどうかを判断する上で参考となる。被告会社は、自ら加盟する団体の綱領に反して、いつでも、どこでも、だれもが読める紙面とウェブに「アホカス差別野郎」を原告の顔とともに載せたのである。

第 6　結論

甲 12 及び甲 27 の写真の掲載は、他人の罵倒を被告らが自ら選んで公表し、これに賛意を示したものであって、被告ら自身の侮辱行為であり、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を侵害する（訴状第 2 の 5(8)、準備書面 1 第 7、第 8 の 4）。この侵害による慰謝料は、請求額 240 万円に含まれる（準備書面 2 別紙 2 の 3）。

以上